しまね住宅専門相談員登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、島根県内の住宅の品質を高め、住宅市場における県民の利益の保護及び増進を図るため、一般財団法人島根県建築住宅センター(以下「財団」という。)が実施する、県民からの住まいづくりに関する相談に無報酬で応じる住宅専門相談員の登録制度に関し必要な事項を定めることにより、県民の豊かな住生活の実現に資することを目的とする。

(登録)

- 第2条 財団の理事長(以下、「理事長」という。)は、次の要件を満足する者をしまね住宅専門相談員(以下、「専門相談員」という。) として登録することができる。
 - (1) 住宅等に関する調査、設計、工事及び維持管理、並びに賃貸・売買、解体、財産管理、相続、登記、資金及び税務等に関し、専門的な知識又は資格を有していること。
 - (2) 理事長が別に定める専門相談員報酬を除き、無報酬で専門相談員の業務を行う意志があること。
- 2 前項の登録の有効期間は、5年とする。

(登録手続)

- 第3条 前条第1項の登録を受けようとする者は、次に掲げる書類等を 理事長に提出するものとする。
 - (1) 登録承諾書(別記様式第1号)
 - (2) 写真 1枚(提出前3月以内に撮影した正面、上半身、無帽、無背景であって、縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの)
- 2 理事長は、前項の書類等を提出した者が、前条第1項各号に掲げる 要件を満足すると認める場合は専門相談員として登録し、専門相談員 証(別記様式第2号)を交付するものとする。

(登録名簿)

- 第4条 理事長は、前条第2項の登録を行った者を専門相談員登録名簿 (別記様式第3号)に登載し、財団のホームページ等で公開するもの とする。
- 2 理事長は、県民の閲覧に供するため、島根県及び島根県内市町村に専門 相談員名簿を送付するものとする。

(変更の届出)

第5条 専門相談員は、第3条第1項の規定による登録承諾書の記載事項に変更があったときは、すみやかに別記様式第4号により理事長に届け出なければならない。

(登録の抹消)

- 第6条 理事長は、専門相談員が次の各号のいずれかに該当するときは、第 3条第2項の登録を抹消するものとする。
 - (1) 抹消の申し出があったとき
 - (2) 登録要件を満足しなくなったとき
 - (3) 本制度の信用を著しく失墜させる行為を行ったとき

(専門相談員の責務)

- 第7条 専門相談員は、次に掲げる事項を遵守して業務にあたるものとする。
 - (1) 県民からの住まいづくりに関する相談に応じて、良心的かつ誠実に助言を行うこと。
 - (2) 相談者に対して報酬を請求しないこと。なお、相談員としての業務 の実施にあわせて、当該業務以外の業務を行う場合においてその業 務が有償となるときは、相談者に書面を交付してその旨を事前に説 明すること。
 - (3) 常に専門相談員証を携帯し、相談者から提示を求められた場合は、これに応じること。
 - (4) 専門相談員の業務を通じて知り得た個人情報は、財団の個人情報 保護要綱に基づき取り扱うこと。
 - (5) 専門相談員として必要な知識や技術力の維持、向上に継続して努めること。
 - (6) 島根県及び島根県内の市町村の住宅に関する施策に協力し、県民への 情報提供に努めること。

(その他必要な事項)

第8条 この要綱のほか、この制度の実施に関し必要な事項は、理事長 が別に定める。

附 則 この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和6年1月1日から施行する。